

市川市物品調達等に係る電子入札における紙入札参加の運用基準

市川市物品調達等に係る電子入札における紙入札参加の運用基準は、市川市物品調達等に係る電子入札による一般競争入札実施要領および市川市物品調達等に係る電子入札による指名競争入札実施要領に基づく電子入札の例外として、ちば電子調達システムにおける電子入札システム運用要領第9条に基づき、次のとおり電子入札に紙媒体により入札に参加する運用基準を定めるものとする。

なお、この運用基準に定めのない事項については、市川市物品調達等に係る電子入札による一般競争入札実施要領または市川市物品調達等に係る電子入札による指名競争入札実施要領によるものとする。

1 紙入札が認められる者

入札参加業者適格者名簿に登録されている者は、ちば電子調達システムのうちの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う入札に、紙媒体により参加することができるものとする。

2 提出書類

（1）初度の入札

公告に示した入札書受付締切日時までに、次に掲げる書類を添えて、管財部契約課まで持参による方法で提出しなければならない。ただし、④及び⑤は、提出が必要な入札に限る。

- ① 紙入札方式参加届出書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 入札書（くじ番号付）（様式第3号の1）又は単価入札書（くじ番号付）（様式第3号の2）（封印したもの）
- ④ 内訳書（任意）（封印したもの）
- ⑤ 当該公告に示す入札参加資格確認審査書類等

（2）再度の入札

市長は、予定価格の範囲内に入札がないとき、紙入札方式参加届出書を提出した者（以下「紙入札業者」という。）に、再入札通知書を電子メール等により通知する。

紙入札業者は、再入札通知書で示した再入札書受付締切日時までに、次に掲げる書類を添えて、管財部契約課まで必ず持参による方法で提出しなければならない。ただし、②は、提出が必要な入札に限る。

- ① 入札書（くじ番号付）（様式第3号の1）又は単価入札書（くじ番号付）（様式

第3号の2) (封印したもの)

② 内訳書(任意) (封印したもの)

3 紙入札業者の電子入札システムによる入札の禁止について

紙入札業者は、当該案件について電子入札システムによる入札はできないものとする。この場合において、電子入札システムによる入札は無効とする。

4 入札辞退

紙入札業者が、入札を辞退するときは、辞退届(様式第4号)を、初度の入札においては入札書受付締切時刻までに、再度入札においては再入札書受付締切日時までに、市川市管財部契約課まで持参するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の規定は、この基準の施行日以後に公告する一般競争入札について適用し、令和7年6月1日前に公告した一般競争入札については、なお従前の例による。

(従前の基準の廃止)

3 従前の市川市物品調達電子入札試行実施要領に関わる紙入札移行の運用基準(平成25年)は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和7年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市物品調達等に係る電子入札における紙入札参加の運用基準の規定は、この基準の施行の日以後に公告する一般競争入札について適用し、同日前に公告した一般競争入札については、なお従前の例による。